

## 第2回 船橋市総合計画審議会における指摘事項への対応方針について

## ■分野別計画第1章 政策2 基本施策1 「地域一体となった社会福祉の体制整備」について

## &lt;指摘事項&gt;

本木委員	社会福祉法の改正以降「地域福祉」という概念が整理されている。第1章の基本施策2をみると、「地域一体となった社会福祉」となっており、「地域福祉」の方が表現として適切であるように思える。
金沢委員	概念が法律によって改めて定義されている場合には、表現に合わせたほうがよいのではないか。

## &lt;補足説明&gt;

## ・法律上の定義

## 社会福祉法

## (目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

## (地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## ・一般的な分類（定義）

社会福祉とは

高齢者、障がい者やその他、何らかの生活上の支援が必要とする人に対するサービスを提供することを指し、分野ごとに定められた法律により具体的なサービスが規定されています。

地域福祉とは

これに対し、地域福祉は、各地域で暮らす人びとが、安心して暮らせるために、地域住民、社会福祉関係者、行政が互いに協力して地域の課題に関わっていくという考え方をいいます。

・地域福祉の実態と素案における構成

- ・本市の地域福祉の実態としては、1-2-1「地域一体となった社会福祉の体制整備」(P48)にもあるとおり民生児童委員、地区社会福祉協議会、町会・自治会、各種ボランティア団体等を中心に、高齢者、子育て世帯等への支援や地域におけるつながりづくり等の様々な取り組みがなされています。
- ・これらの各団体による活動は、日常生活に密接に関係する事柄であることから、共助社会の構築の担い手ということが出来ます。
- ・一方、本素案の構成としては、1-2-1で記載する分野としては、「地域福祉」の推進に向けた共助社会構築のための体制整備として行政が支援すること、について総論的に記載しています。
- ・また、高齢者、子育て世帯等への行政としての支援も地域と密接に関わっている訳ですが、それらの内容は、例えば、地域の高齢者支援については、1-2-4「健やかな高齢期を過ごすための環境づくり」に、子育て支援については、1-2-2「次代を担う子どもの育成」に記載しています。これは、各行政分野の施策を分かり易く記載するという観点によるものです。

<対応方針>

- ・社会福祉法における「地域福祉」の定義や一般的な分類からみると、「社会福祉」>「地域福祉」と整理できます。
- ・そのうえで、まき委員の小委員会での意見である『「地域一体となった社会福祉」が『地域福祉』を包括する概念ではないか』というものが、「高齢者、子育て支援、障がい者等への支援も地域一体で取り組むべきもの」というような考えであるとしたら、社会福祉>地域一体となった社会福祉(地域住民に関わる様々な福祉支援)>「地域福祉」(素案1-2-1での記載範囲)と整理できるかもしれません。
- ・一方で、「地域一体となった社会福祉」≡「地域福祉」と捉えることも可能と考えられます。
- ・そのなかで、「第1章 - 政策2 - 基本施策1のタイトルの修正として下記の例のようなものが考えられます。
  - ⇒ 案① 「地域一体となった社会福祉」として修正しない
  - ⇒ 案② 「地域福祉の体制整備」あるいは「〇〇〇な地域福祉の体制整備」(修飾語を追加)
  - ⇒ 案③ 「地域一体となった地域福祉」とすると、「地域」が重複するため、折衷案として
    - 「地域一体となった福祉の体制整備」(現案から「社会」を削除)
    - 「住民一体となった地域福祉の体制整備
- ・このように修正することの是非について、審議会でひきつづきご議論をお願い致します。

## ■分野別計画第1章 政策2 基本施策2 「次代を担う子どもの育成」について

### <指摘事項>

金沢委員	1-2-2のうち障がい児教育（P51）については、福祉と教育の連携に触れる必要がある。
------	---

### <補足説明>

- ・障がい児に関する福祉と教育の連携による具体的な取り組みとして、下記のようなものが挙げられます。
  - ◆総合教育センターにおいて、次年度就学予定の子どもの就学先等の相談を受ける就学相談会を夏季中心に開催している。その後、保護者・施設の了承を得て、子どもの通園する療育支援施設や保育園での生活状況を把握しながら、適切な就学に向けて保護者と話し合う。以後、就学指導委員会（委員構成：医師、学識経験者、公立学校の教職員、市川児童相談所の職員）で審議され、答申を出す。教育委員会は、その答申を受け、保護者と協議のうえ就学先を決定する。
  - ◆これに先立ち4月頃に、こども発達相談センターとことばの相談室では、上記相談会を含めた就学先決定までの流れ等を説明する就学相談説明会を、総合教育センターの協力を得て開催している。
  - ◆年度末には、希望者を対象に施設での生活状況、就学先で配慮を要すること等を子ども毎にまとめ、引継書として就学先へ届けられている。
  - ◆総合教育センター（教育委員会）と健康福祉部局との連携により、療育施設等との合同研修等を実施している。

### <対応方針>

- ・ご指摘への対応の方向性としては大別して以下の2つが想定されます。
  - ①就学前児童の療育支援について記述する1-2-2-施策4)「療育支援の充実」に加筆する。
  - ②特別支援教育について記述する3-3-2-施策1)「教育内容の充実」に加筆する。
- ・福祉と教育の連携という視点からみて、就学後の教育内容の向上という側面からの記述が多い3-3-2(②)より、早期療育支援を就学先での生活に繋げていくという視点で1-2-2(①)に記述の方がより適切であろうと考えられます。
- ・①の場合、例えば、施策4)「療育支援の充実」の本文中へ、関係機関との連携により、発達に応じた適切な支援が就学後も継続される体制作りを進めるという趣旨の記述を加筆することが想定されます。
- ・こうした方向性での加筆・修正の是非について、審議会でひきつづきご議論をお願い致します。

## ■分野別計画第2章 政策1 基本施策3 「自然と共生したまちづくり」について

### <指摘事項>

椎名委員	三番瀬と谷津干潟の保全について、習志野市と協力しあう部分があるかどうか整理して、記載してほしい。
------	--

### <補足説明>

- ・ 他市との連携につきましては、分野別計画第2章、2-1-3《現況と課題》第3段落において、「生物多様性が確保された三番瀬を未来に引き継ぐため、三番瀬の保全・再生に向けた総合的な取り組みを推進するとともに、千葉県及び関係自治体（市川市、浦安市、習志野市）との連携の強化により広域的な課題の解決を図っていく必要があります。」と記載しています。
- ・ また、同2-1-3《基本方針》中の〔施策の方針〕第2段落において、「健全な生態系を保全・再生・創出するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、広域的な連携にも配慮しながら、生息・生育空間を適切に配置したエコロジカル・ネットワークの形成に取り組みます。」と記載しています。
- ・ 施策2) 三番瀬の保全・再生は、この〔施策の方針〕に基づいています。
- ・ 習志野市と協力しあう部分については、今のところ、具体的な整理はしていませんが、ラムサール条約への登録も含め、三番瀬の保全・再生のための意見交換会など、習志野市をはじめ、市川市、浦安市との連携により行っているところであり、いずれ、この連携の中で整理されるものと考えております。

### <対応方針>

- ・ 以上のことから、ご指摘への対応としては、「三番瀬についての広域連携をどう書くか」を検討することが考えられます。方向性としては、以下の2つが想定されます。
  - ① 施策の方針に広域連携に関する記載があり、これを受けて、施策2) 三番瀬の保全・再生も広域的な連携の方向にあることから、特に記述の追加はしない。
  - ② 施策2) 三番瀬の保全・再生の本文に、「関係自治体と連携しつつ～」等の文言を追加する。
- ・ いずれの方向性か、あるいは他の方法について、審議会にてご議論をお願い致します。

<指摘事項>

川井委員	2-1-3の現況と課題（P76）で、「生物多様性が確保された三番瀬」と記載されているが、環境を復元しなければならない中でこうした記載が妥当か疑問である。
------	--

<補足説明>

- ・ 現況と課題における「生物多様性が確保された三番瀬」という記述は、「未来に引き継ぎたい三番瀬の姿」を表したものです。
- ・ 三番瀬の保全・再生に向けた総合的な取り組み、千葉県及び関係自治体との連携による対応の結果、「生物多様性が確保された三番瀬」が復元するものと考えております。

<対応方針>

- ・ 現在の記述では、上記説明のような意図がはっきりせず、誤解を招きやすいということであれば、以下のような記述はいかがか、審議会にてご議論をお願い致します。

【原文】 「生物多様性が確保された三番瀬を未来に引き継ぐため」

↓

【修正案1】 「生物多様性が確保された状態の三番瀬を未来に引き継ぐため」

【修正案2】 「生物多様性に富んだ三番瀬を未来に引き継ぐため」

## ■分野別計画第2章 政策2 基本施策2 「循環型社会の構築」について

### <指摘事項>

まき委員	現在では3Rから2Rとなっている。リサイクル率の向上をうたっているが、リユースとリデュースの2Rの観点で記載することを検討してほしい。
------	---

### <補足説明>

- ・ 3Rとは、平成17年（2005年）4月に発行された環境省「日本の3R推進の経験—循環型社会の構築に向けて—」によれば、廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の総称です。それぞれの内容は以下の通り。
  - リデュース・・・物を大切に使い、ごみを減らすこと。
  - リユース・・・使えるものは繰り返し使うこと。
  - リサイクル・・・ごみを資源として再び利用すること。
- ・ さらに、リサイクルには、以下の二つがあります。
  - マテリアルリサイクル・・・再使用できないものを原料としてリサイクルすること。
  - サーマルリサイクル・・・マテリアルリサイクルが不可能で焼却処分するしかない場合に熱回収すること。

（これに加えて、廃棄物を科学的に処理するケミカルリサイクルがあるとも言われています。）
- ・ 廃棄物の最小化には、まずリデュースに最重点を置き、続いてリユースを行い、その次にリサイクルを進めるという順番で取り組むのが効率的とされています。
- ・ これに対して、3Rのうちリサイクルでは、生産・消費・廃棄という構造が変わらず、ごみの減量につながらないため、2Rへの転換を推進しようとする考え方があります。
- ・ 本市の環境部では、国と同様、リデュース・リユースにより減量化を進め、それでも排出された廃棄物についてはリサイクルを進めることも必要と考えており、3Rによる循環型社会の構築を推進しているところです。

### <対応方針>

- ・ ご指摘への対応の方向性としては、以下の2つが想定されます。
  - ①特に文言の追加はしない。
  - ②3Rの順番（まずリデュースに最重点を置き、続いてリユースを行い、その次にリサイクルを進める）がわかるような表現とする。

いずれの方向性か、あるいは他の方法について、審議会にてご議論をお願い致します。